

環境審議会答申「今後の水環境保全のあり方について」(平成24年2月)

課題

本市では、これまで法及び条例による規制、「河川水質管理計画」及び「地下水保全計画」に基づく対策、並びに国、近隣自治体との広域的な連携により、河川水質の改善等、一定の成果が得られている。  
 更なる水環境の改善を図るには、4つの構成要素(水量、水質、水生生物、水辺地)を総合的に捉えた施策の計画的な推進が必要となっている。  
 近年の宅地化等土地利用の変化に伴う雨水浸透機能の低下により、健全な水循環が損なわれている状況にある。

答申のポイント

良好な水環境保全に向けた総合的な施策の推進

良好な水環境のイメージ 人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

本市における良好な水環境保全に向けて、4つの構成要素の関連性を捉えた新たな計画の策定が必要

水量に関する方策

雨水浸透機能の回復に向けた取組の推進  
 平常時河川流量を回復する施策の可能性について検討 ほか

水質に関する方策

東京湾(川崎港)の水質改善に向けた共同研究等・広域連携の推進  
 水環境における未規制の化学物質による複合リスク把握のための調査・研究の推進 ほか

水生生物に関する方策

水辺地に関する取組、生物多様性の保全に関する取組の連携が必要 ほか

水辺地に関する方策

河川や公共施設の改修時期等に合わせ、流域特性、地域特性、生活圏に応じた取組を推進 ほか

施策推進のための方策

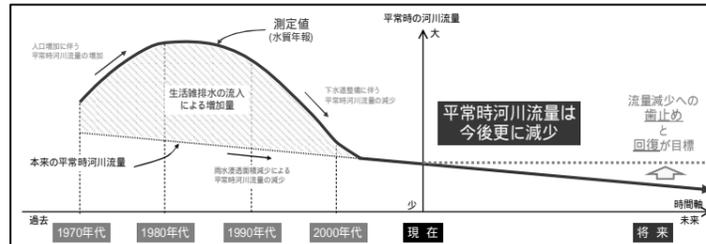
- ア 4つの構成要素の関連性を活かした市民協働の推進
- イ 国・近隣自治体との連携
- ウ 関係施策・計画との連携、整合
- エ 評価システムの構築
- オ 川崎市の水環境保全を通じた国際貢献

河川水質管理計画、地下水保全計画の有効な施策は今後も着実に推進  
 関連計画との調整 ほか

雨水浸透能力の回復に向けた取組の推進

健全な水循環の確保のため、雨水浸透機能の回復に向けた新たな施策の検討

- (ア) 家屋等の建築等の際に雨水浸透施設の設置に関する指導體制の整備(制度化の検討など)
- (イ) 雨水浸透施設の設置に関する助成制度の構築
- (ウ) 雨水浸透施設設置基準の設定
- (エ) 雨水浸透施設の設置が適切な地域の明確化
- (オ) 雨水浸透施設に関する講習会開催、環境教育・学習の実施等による普及啓発の実施



現行計画 (参考)

河川水質管理計画

- 水質浄化対策
  - 水質保全対策の総合化
  - 排出負荷削減対策
  - 河川の水質浄化機能の保全 ほか
- 流量対策
  - 固有水量(絶対量)の確保 ほか
- その他対策
  - 水際線、河川敷、護岸等の整備
  - 河床等の整備 ほか

地下水保全計画

- 環境実態の把握
  - 地形・水文地質の状況把握
  - 地盤沈下・地下水位の監視
  - 地下水質の監視
- 地下水揚水量の管理
  - 湧水地の実態把握
  - 揚水量の適正管理
- 有害物質による地下水汚染の対策
  - 地下水の未然防止
- 普及・啓発の推進
  - 関係行政機関等との連携
  - 保全意識の共有

(仮称)水環境保全計画のイメージ

目標

(良好な水環境のイメージ)

人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

水量

水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること

【目標】 現状の河川流量を維持すること  
 【現状】 平瀬川:0.25~0.49m³/s  
 矢上川:0.19~0.33m³/s  
 有馬川:0.06~0.22m³/s ほか (2009年度)

- 【主な項目】
- 家屋等への雨水浸透施設の指導體制の整備
  - 雨水浸透施設設置に関する助成制度の構築
  - 雨水浸透施設設置が適切な地域の明確化
  - 平常時河川流量を回復するための施策の可能性について
  - 固有水量(絶対量)の確保
  - 地下水揚水量の適正管理
  - 地形・水文地質の状況把握
  - 地盤沈下・地下水位の監視 ほか

水質

公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること

【目標】 環境基準、環境目標値を達成すること  
 【現状】 全地点で環境基準、環境目標値を達成 (2009年度)  
 【目標】 総量削減計画に定める発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざすこと  
 【現状】 生活排水に係るCOD発生量:13トン、産業排水に係るCOD発生量:9トン (2004年度...神奈川県全体の排出量)

- 【主な項目】
- 東京湾(川崎港)の水質改善に向けた研究・連携
  - 未規制の化学物質による複合リスク把握のための調査・研究
  - 水質保全対策の総合化
  - 排出負荷量等削減対策
  - 有害物質による汚染の対策
  - 地下水汚染の未然防止 ほか

水生生物

水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること

- 【主な項目】
- 水辺地(ピオープなど)に関する取組、生物多様性の保全に関する取組の連携
  - 普及啓発(観察会などの環境教育)活動の充実
  - 保全意識の共有
  - 関係行政機関等との連携 ほか

水辺地

人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

- 【主な項目】
- 河川や公共施設の改修時期等に合わせ、流域特性、生活圏に応じた取組
  - 湧水地の実態把握
  - 水際線、河川敷、護岸等の整備
  - 河床等の整備 ほか

施策推進のために

- ア 4つの構成要素の関連性を活かした市民協働の推進
- イ 国・近隣自治体との連携
- ウ 関係施設・計画との連携、整合
- エ 評価システムの構築
- オ 川崎市の水環境保全を通じた国際貢献

(市民協働推進のイメージ)

